



【機密性2情報】

【農薬関係担当者限り】

7九消第447号

令和8年2月3日

各県農政主管部長 殿
(別記参照)

九州農政局消費・安全部長

クロルピリホスを含む農薬の回収について

このことについて、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、農家等で保有されているクロルピリホスを含む農薬の回収が進むよう、農家等の農薬使用者に対して別添の周知事項を周知いただきますようお願いいたします。

(別記)

福岡県農林水産部長
佐賀県農林水産部長
長崎県農林部長
熊本県農林水産部長
大分県農林水産部長
宮崎県農政水産部長
鹿児島県農政部長

【農薬担当】

消費・安全部 農産安全管理課

農薬指導係長 矢野

TEL : 096-211-9111 (内線 4245)

九州農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長

クロルピリホスを含む農薬の回収について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 18 条第 2 項の規定に基づき販売が禁止されている農薬（以下「販売禁止農薬」という。）については、法第 24 条の規定に基づきその使用も禁止されているところである。

今般、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」において、製造、使用等を原則禁止する物質にクロルピリホスを追加することが決定されたことを受け、我が国においては今夏に関係法令の改正を行うことを予定している。このため、クロルピリホスを含む農薬について、当該改正により販売禁止農薬に追加された後に誤って使用されることを未然に防止するためには、農家等で保有されている当該農薬の回収を事前に進めていくことが望ましい。

ついては、当該農薬について、貴局管下各県から農家等の農薬使用者に対して下記の事項が周知されるよう通知願いたい。

記

- (1) クロルピリホスを含む農薬（別紙）は全て失効しており、かつ、有効期限が残存しているものは存在しないこと。
- (2) 当該農薬は、今後販売禁止農薬に追加される予定であり、追加された後にこれを使用することは、法第 24 条に抵触すること。
- (3) 当該農薬の販売が禁止された際には、法第 18 条第 4 項において製造者は、当該農薬を農薬使用者から回収するよう努めることと規定されていることを踏まえ、アグロカネショウ株式会社が自主回収を開始していること。
- (4) このため、当該農薬を保有している場合は、当該農薬を購入した販売店又は最寄りの農業協同組合を通じてアグロ カネショウ株式会社へ返品すること。

クロルピリホスを含む農薬

| 農薬の種類 | 農薬の名称 | 登録番号 |
|-------------------------|-----------------|-------|
| クロルピリホス乳剤 | 日産ダースバン乳剤40 | 11584 |
| | クミアイダースバン乳剤40 | 11585 |
| | 日産ダースバン乳剤10 | 13336 |
| | ダースバン乳剤40 | 14129 |
| | サンケイダースバン乳剤40 | 15645 |
| クロルピリホス粒剤 | ダースバン粒剤 | 19619 |
| | 日産ダースバン粒剤 | 19620 |
| | サンケイダースバン粒剤 | 19621 |
| | サンケイダースバンベイト | 21269 |
| | 野菜ひろばC | 22361 |
| クロルピリホス粉粒剤 | 日産ダースバン微粒剤F | 14557 |
| クロルピリホス水和剤 | 日産ダースバン水和剤25 | 11582 |
| | クミアイダースバン水和剤25 | 11583 |
| | ダースバン水和剤25 | 14128 |
| | ダースバンDF | 19987 |
| | ダースバンDF | 22151 |
| クロルピリホス・フルシ トリネート水和剤 | 日産レピスター水和剤 | 16570 |
| | レピスター水和剤D | 16571 |
| | サイアナミッドレピスター水和剤 | 16572 |
| クロルピリホスくん煙剤 | 新富士ダースバンくん煙剤 | 15360 |
| | 日産ダースバンくん煙剤 | 15361 |
| | ダースバンくん煙剤 | 15362 |
| | 新富士ダースバンくん煙剤 | 18068 |